

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令
案要綱

第一 騒音防止工事の費用につき特定飛行場の設置者による補助の対象となる学校に類する施設として、家庭的保育事業等を行う施設を追加して定めるものとする事。
(第4条関係)

第二 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする事。
(附則関係)